

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会
調整の方針（案）		<p>1 老人保健福祉計画については、新市において速やかに策定する。</p> <p>2 健康増進計画については、観音寺市の例により、新市において策定する。</p> <p>3 若年健康診査については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。</p> <p>4 妊婦・乳児健康診査受診票交付事務については、合併時に再編統一する。</p>					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
老人保健福祉計画		<p>老人保健福祉計画</p> <p>「観音寺市老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定（見直し）年度 平成14年度</li> <li>・計画期間 平成15年度～平成19年度（平成17年度に再度見直し）</li> </ul>	<p>老人保健福祉計画</p> <p>「大野原町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定（見直し）年度 平成14年度</li> <li>・計画期間 平成15年度～平成19年度（平成17年度に再度見直し）</li> </ul>	<p>老人保健福祉計画</p> <p>「豊浜町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第2期)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定（見直し）年度 平成14年度</li> <li>・計画期間 平成15年度～平成19年度（平成17年度に再度見直し）</li> </ul>			
健康増進計画		<p>「元気印のかんおんじ21」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 健康増進法の趣旨を踏まえ、市民一人ひとりが健康づくりを推進するため</li> <li>・策定年度 平成14年度</li> <li>・計画期間 平成15年度～平成24年度</li> </ul>	-	-			
若年健康診査		-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 生活習慣病の早期発見、治療のため</li> <li>・対象 18歳～39歳の受診希望者</li> </ul>			
妊婦・乳児健康診査受診票交付事務		<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 健康管理の向上のため</li> <li>・対象 市内在住の妊婦、乳児</li> <li>・実施方法 受診票による医療機関での個別健康診査（受診票は、母子手帳交付時に「母子保健ガイドブック」として発行）</li> <li>・受診票発行枚数 妊婦一般健康診査 4枚（うち2枚は県補助分） （うち1枚はHBs抗原検査） 超音波検査（35歳以上妊婦） 1枚 乳児一般健康診査 2枚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 健康管理の向上のため</li> <li>・対象 町内在住の妊婦、乳児</li> <li>・実施方法 受診票による医療機関での個別健康診査（受診票は、母子手帳交付時に「母子保健ガイドブック」として発行）</li> <li>・受診票発行枚数 妊婦一般健康診査 5枚（うち2枚は県補助分） （うち1枚はHBs抗原検査） 超音波検査（35歳以上妊婦） 1枚 乳児一般健康診査 2枚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 健康管理の向上のため</li> <li>・対象 町内在住の妊婦、乳児</li> <li>・実施方法 受診票による医療機関での個別健康診査（受診票は、母子手帳交付時に「母子保健ガイドブック」として発行）</li> <li>・受診票発行枚数 妊婦一般健康診査 5枚（うち2枚は県補助分） （うち1枚はHBs抗原検査） 超音波検査（35歳以上妊婦） 1枚 乳児一般健康診査 2枚</li> </ul>			

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会
調整の方針（案）	5 乳幼児健康診査（乳児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児）及び3歳児健康診査後のフォロー相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
乳児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 乳児の発達段階に応じた観察及び発達促進と育児支援</li> <li>・対象 3、7、10ヶ月児</li> <li>・実施回数 毎月1回</li> <li>・周知方法 3ヶ月児：母子保健推進員による受診勧奨、郵送 7ヶ月児：郵送 10ヶ月児：7ヶ月児健診来所時に次回日程案内、広報</li> <li>・実施方法 3ヶ月児：受付 問診・予防接種案内配布 計測 予防接種説明 診察（内科、股関節） 相談 7ヶ月児：受付 ブックスタート事業 問診 計測 診察 栄養相談（希望者のみ） 相談 10ヶ月児：受付 問診 計測 診察 相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 乳児の発育相談と異常の早期発見、母親、家族の育児不安の解消、育児支援</li> <li>・対象 3、6ヶ月、1歳児</li> <li>・実施回数 3ヶ月は毎月、6ヶ月、1歳児は隔月</li> <li>・周知方法 広報、オフトーク、個別通知</li> <li>・実施方法 3ヶ月児：受付 ブックスタート事業 計測 予防接種説明、離乳食指導 診察（内科、斜頸） 6ヶ月、1歳児：受付 計測 保健指導 診察 栄養相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 乳幼児の身体発育、運動発達の観察と異常の早期発見及び育児相談</li> <li>・対象 3、6、10ヶ月、1歳児</li> <li>・実施回数 毎月1回</li> <li>・周知方法 広報、個別通知</li> <li>・実施方法 受付 問診 計測 診察 ブックスタートコーナー（3ヶ月児） 保健、栄養相談</li> </ul>				
1歳6ヶ月児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 幼児初期の身体発育・精神発達の健全育成の支援</li> <li>・対象 満1歳6ヶ月に達する月の児</li> <li>・実施回数 毎月1回</li> <li>・周知方法 個人通知、母子保健推進員による受診勧奨、広報</li> <li>・実施方法 受付 問診 計測 診察（内科、歯科） ブラッシング指導 栄養相談 相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 発育相談、異常の早期発見及び育児不安の解消</li> <li>・対象 1歳6ヶ月～1歳8ヶ月児</li> <li>・実施回数 年4回（6、9、12、3月）</li> <li>・周知方法 広報、オフトーク、個別通知</li> <li>・実施方法 受付 問診 計測 診察（内科、歯科） 栄養、保健指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 身体発育、精神発達の観察、異常の早期発見及び育児不安の軽減</li> <li>・対象 1歳6ヶ月～1歳8ヶ月児</li> <li>・実施回数 年4回（5、8、11、2月）</li> <li>・周知方法 広報、個別通知</li> <li>・実施方法 受付 問診 計測 診察（内科、歯科） 保健相談 栄養相談 歯科相談</li> </ul>				

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会
調整の方針（案）	5 乳幼児健康診査（乳児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児）及び3歳児健康診査後のフォロー相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
2歳児健康診査			<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 発達相談、異常の早期発見及び虫歯の予防</li> <li>・対象 2歳6ヶ月～8ヶ月児</li> <li>・実施回数 年4回（5、8、11、2月）</li> <li>・周知方法 広報、オフトーク、個別通知</li> <li>・実施方法 受付 計測 診察 ブラッシング指導 保健、栄養指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 成長発達の観察、異常の早期発見及び虫歯予防対策</li> <li>・対象 2歳6ヶ月～8ヶ月児</li> <li>・実施回数 年4回（5、8、11、2月）</li> <li>・周知方法 広報、個別通知</li> <li>・実施方法 受付 問診 計測 歯科検診 フッ素塗布・歯の相談・指導 保健相談 栄養相談</li> </ul>			
3歳児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 児童の健全育成の支援</li> <li>・対象 満3歳6ヶ月に達する月の児</li> <li>・実施回数 毎月1回</li> <li>・周知方法 個人通知、広報</li> <li>・実施方法 受付 問診 計測 尿検査 診察（内科、歯科） 視力検査 聴力検査 生活観察 ブラッシング指導 保健相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 発達相談、異常の早期発見及び育児不安の解消</li> <li>・対象 3歳6ヶ月～3歳8ヶ月児</li> <li>・実施回数 年4回（4、7、10、1月）</li> <li>・周知方法 広報、オフトーク、個別通知</li> <li>・実施方法 受付 問診 計測 尿検査 生活観察 視力検査 聴力検査 診察（内科、歯科） 栄養、保健指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 身体発育、精神発達の観察、異常の早期発見及び育児不安の軽減</li> <li>・対象 3歳5ヶ月～3歳7ヶ月児</li> <li>・実施回数 年4回（5、8、11、2月）</li> <li>・周知方法 広報、個別通知</li> <li>・実施方法 受付 問診 計測 尿検査 視力検査 聴力検査 診察（内科、歯科） 生活観察 歯の相談（ジェラティン塗布） 保健、栄養相談</li> </ul>				
3歳児健康診査後のフォロー相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 3歳児健診後の育児の適切な対応の相談</li> <li>・実施回数 毎月1回</li> <li>・周知方法 個人通知</li> <li>・実施方法 保護者に相談事項や前回から変わった事柄などを問診。 その後心理判定員との相談を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 発達相談及び育児不安の解消</li> <li>・実施回数 年6回（5、7、11、12、2月）</li> <li>・周知方法 個別通知</li> <li>・実施方法 時間予約による個人面接（心理相談員、保健師）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 3歳児健診後の病気や障害の早期発見・早期療養</li> <li>・実施回数 年4回（6、9、12、3月）</li> <li>・周知方法 個別通知</li> <li>・実施方法 個別面接</li> </ul>				

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会
調整の方針（案）		<p>6 母子保健推進員育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。</p> <p>7 母子愛育会育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。</p> <p>8 一般健康相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。</p>					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
母子保健推進員育成事業		<p>母子保健推進員</p> <p>任期 1年</p> <p>人数 20名</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児中のお母さんの不安、悩みを聞き、声掛けをする。</li> <li>・3ヶ月健診、1歳6ヶ月児健診の通知書を配布し、受診勧奨をする。</li> <li>・市の保健事業の紹介</li> </ul>	<p>母子保健推進員</p> <p>任期 1年</p> <p>人数 17名（愛育会役員が兼務）</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診時の手伝い</li> <li>・訪問（声かけ）カードの作成</li> <li>・母子関係の講演会に参加など</li> </ul>	<p>母子保健推進員</p> <p>任期 1年</p> <p>人数 20名（愛育会役員が一部兼務）</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診時の手伝い</li> <li>・担当地区の健康情報を保健師へ連絡</li> </ul>			
母子愛育会育成事業		<p>母子愛育会</p> <p>目的 親子のふれあい、地域の人々との交流、声かけを通して子育てを支援する。</p> <p>組織概要 9地区、645名</p> <p>活動内容 親子体操、ミニ運動会、クリスマス会など</p>	<p>母子愛育会</p> <p>目的 母子衛生と育児に関する知識と技術を高め、健全な育児を促す。</p> <p>組織概要 8地区、350名</p> <p>活動内容 人形劇、ワイワイクッキング、不用品バザーなど</p>	<p>母子愛育会</p> <p>目的 母子の健康のために会員相互の連絡強調を図り、母子保健の向上に役立てる。</p> <p>組織概要 4地区、90名</p> <p>活動内容 ぎょうちゅう検査、料理講習、救急法講習会など</p>			
一般健康相談		<p>一般健康相談</p> <p>目的 健康なライフスタイルの普及を図り、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を推進する。</p> <p>実施回数 保健センター 毎週1回 伊吹公民館 毎月2回 リハビリ教室 毎週2回 その他 随時</p> <p>周知方法 結核検診等の個人通知時に併せて案内、広報</p> <p>実施方法 血圧測定、検尿、体脂肪測定、骨密度測定による生活習慣の指導・相談</p>	<p>一般健康相談</p> <p>目的 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、健康の増進、疾病の早期発見を図る。</p> <p>実施回数 いきいきセンター 毎月1回 各公民館8会場 年2回</p> <p>周知方法 広報、オフトーク、衛生組合を通じた回覧、個人通知</p> <p>実施方法 検尿、血圧、健康、栄養相談、体脂肪、筋力測定 血管老人度測定、みそ汁塩分測定</p>	<p>一般健康相談</p> <p>目的 住民の健康保持・増進</p> <p>実施回数 福祉会館 毎週1回 自治会集会所 毎月2回</p> <p>周知方法 広報</p> <p>実施方法 検尿、血圧、体脂肪の測定、相談助言</p>			

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会
調整の方針（案）		<p>9 基本健康診査については、新市において、併用方式にて実施する。</p> <p>10 機能訓練事業については、A型B型の実施状況を集約し、介護保険事業との重複を避け、新市において実施する。</p>					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
基本健康診査		<p>基本健康診査</p> <p>対象 40歳以上</p> <p>実施方法 個別</p> <p>実施場所 医療機関</p> <p>実施時期 成人（40歳～69歳） 9月～10月中旬（6週間） 老人（70歳以上） 6月～7月中旬（6週間）</p> <p>個人負担 成人1,500円、老人500円</p> <p>肝炎ウイルス検査</p> <p>対象 ・ 節目（40歳～70歳までの5歳きざみ） ・ 要指導者等</p> <p>実施方法 個別</p> <p>実施場所、実施時期 基本健康診査に準ずる</p> <p>個人負担 節目1,200円、節目外1,200円</p>	<p>基本健康診査</p> <p>対象 40歳以上</p> <p>実施方法 個別、集団</p> <p>実施場所 個別：町内医療機関 集団：いきいきセンター</p> <p>実施時期 個別 6月～9月医療機関の開院日 集団 7月（5日間）、11月（半日）</p> <p>個人負担 成人1,000円、老人500円</p> <p>肝炎ウイルス検査</p> <p>対象 ・ 節目（40歳～70歳までの5歳きざみ） ・ 要指導者等</p> <p>実施方法 個別、集団</p> <p>実施場所、実施時期 基本健康診査に準ずる</p> <p>個人負担 成人1,200円、老人500円</p>	<p>基本健康診査</p> <p>対象 40歳以上</p> <p>実施方法 個別、集団</p> <p>実施場所 個別：町内医療機関 集団：福祉会館</p> <p>実施時期 個別 6月（4日間） 集団 7月、8月（20日間）</p> <p>個人負担 成人1,000円、老人500円</p> <p>肝炎ウイルス検査</p> <p>対象 ・ 節目（40歳～70歳までの5歳きざみ）</p> <p>実施方法 集団</p> <p>実施場所、実施時期 基本健康診査に準ずる</p> <p>個人負担 C型700円、B型+C型800円 (70歳以上500円、非課税世帯無料)</p>			
機能訓練事業		<p>機能訓練</p> <p>(A型)</p> <p>対象 在宅で脳卒中等により身体に障害のある人</p> <p>実施回数 毎週2回</p> <p>周知方法 広報、個別訪問等</p> <p>実施方法 PTによる個別訓練 保健師による生活訓練等</p> <p>個人負担 なし</p> <p>(B型)</p> <p>対象 介護保険に該当しない居宅老人参加希望者</p> <p>実施回数 毎月1回</p> <p>周知方法 参加希望者に毎月案内通知</p> <p>実施方法 レクリエーション(歌、手芸等)等</p> <p>個人負担 1回につき500円</p>	<p>機能訓練</p> <p>いきいきセンターの機能訓練室を自由開放</p> <p>実施回数 毎週6回（午前9時から午後4時）</p> <p>周知方法 広報、個別訪問等</p> <p>実施方法 健康運動器具を使っでの自主的な運動、ビデオ体操など</p>	<p>機能訓練</p> <p>対象 脳卒中後遺症を持つ人</p> <p>実施回数 毎月1回</p> <p>周知方法 個別通知、広報</p> <p>実施方法 受付 問診・健康チェック 集団指導（体操、ゲーム等）</p>			

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会
調整の方針（案）		11 各種がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん）については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
胃がん検診	胃がん検診	胃がん検診	胃がん検診	胃がん検診			
	対象者 40歳以上の受診希望者	対象者 40歳以上の受診希望者	対象者 受診希望者（年齢制限なし）	対象者 40歳以上の受診希望者			
	実施方法 集団	実施方法 集団	実施方法 集団	実施方法 集団			
	実施回数 集団 15回（4月～6月、9月～10月、 済生丸は5月、6月）	実施回数 9回（7月）	実施回数 9回（7月）	実施回数 7回（6、10、1月）			
	周知方法 希望調査及び広報により募集し、 個人通知	周知方法 衛生組合を通じて申込者に個別通知、 広報、オフトーク	周知方法 衛生組合を通じて申込者に個別通知、 広報、オフトーク	周知方法 希望調査により個別通知、広報、回覧			
	個人負担 40歳～69歳1,300円、70歳以上500円 （申請により免除制度あり、済生丸は無料）	個人負担 69歳以下1,000円、70歳以上500円 （国民健康保険者は無料）	個人負担 69歳以下1,000円、70歳以上500円 （国民健康保険者は無料）	個人負担 69歳以下1,000円、70歳以上500円 （非課税世帯は無料）			
大腸がん検診	大腸がん検診	大腸がん検診	大腸がん検診	大腸がん検診			
	対象者 40歳以上の受診希望者	対象者 40歳以上の受診希望者	対象者 受診希望者（年齢制限なし）	対象者 40歳以上の受診希望者			
	実施方法 集団	実施方法 集団	実施方法 集団	実施方法 集団			
	実施回数 9日間（7月～8月）+9月に1日（伊吹）	実施回数 2日間（11月）	実施回数 2日間（11月）	実施回数 4日間（6月）+補充10日間			
	周知方法 希望調査及び広報により募集し、 個人通知	周知方法 衛生組合を通じて申込者に個別通知、 広報、オフトーク	周知方法 衛生組合を通じて申込者に個別通知、 広報、オフトーク	周知方法 希望調査により個別通知、広報、回覧			
	個人負担 69歳以下500円、70歳以上無料 （非課税世帯及び生活保護世帯は 申請により無料）	個人負担 69歳以下500円、70歳以上300円	個人負担 69歳以下500円、70歳以上300円	個人負担 69歳以下500円、70歳以上300円 （非課税世帯は無料）			
肺がん検診	肺がん検診	肺がん検診	肺がん検診	肺がん検診			
	対象者 40歳以上	対象者 40歳以上	対象者 40歳以上	対象者 40歳以上			
	実施方法 集団	実施方法 集団	実施方法 集団	実施方法 集団			
	実施回数 37回（5月～6月）	実施回数 17回（9月）	実施回数 17回（9月）	実施回数 6.5日間（10月、11月）			
	周知方法 希望調査及び広報により募集し、 結核検診と同時に通知	周知方法 衛生組合を通じて申込者に個別通知、 広報、オフトーク	周知方法 衛生組合を通じて申込者に個別通知、 広報、オフトーク	周知方法 希望調査により個別通知、広報、回覧			
	個人負担 読影のみ200円 喀痰検査600円（70歳以上は無料） 済生丸は無料	個人負担 読影無料 喀痰検査500円（70歳以上は300円）	個人負担 読影無料 喀痰検査500円（70歳以上は300円）	個人負担 喀痰検査500円（70歳以上は300円） （非課税世帯は無料）			

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会
調整の方針（案）		11 各種がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん）については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
乳がん検診	乳がん検診 対象者 40歳以上の受診希望者  実施方法 集団、個別 実施回数 集団 7回（4、5、6、9、10月） （済生丸は5月、6月に1回） 個別 毎週1回（5月～1月）  周知方法 希望調査及び広報  個人負担 集団 視触診69歳以下300円、70歳以上無料（済生丸無料） マンモグラフィー69歳以下1,500円、70歳以上500円 個別 視触診69歳以下900円、70歳以上500円 マンモグラフィー69歳以下1,500円、70歳以上500円	乳がん検診 対象者 30歳以上の受診希望者 （30歳～49歳は視触診のみ、 50歳以上は視触診＋マンモグラフィー）  実施方法 集団 実施回数 11月  周知方法 衛生組合を通じて申込者に個別通知、 広報、オフトーク  個人負担 視触診無料 マンモグラフィー1,000円 （70歳以上も同額）	乳がん検診 対象者 40歳以上の受診希望者  実施方法 集団 実施回数 6回（6、10月）  周知方法 希望調査により個別通知、広報、回覧  個人負担 無料				
子宮がん検診	子宮がん検診 対象者 40歳以上の受診希望者 実施方法 集団、個別 実施回数 集団 14回（4～6月、9～10月） 個別 4月～10月  周知方法 希望調査及び広報  個人負担 集団 69歳以下1,000円、70歳以上500円 個別 頸部 69歳以下2,100円、70歳以上500円 頸部＋体部 69歳以下3,000円、70歳以上500円	子宮がん検診 対象者 受診希望者（年齢制限なし） 実施方法 集団 実施回数 9回（7月）  周知方法 衛生組合を通じて申込者に個別通知、 広報、オフトーク  個人負担 69歳以下1,000円、70歳以上500円	子宮がん検診 対象者 40歳以上の受診希望者 実施方法 集団 実施回数 6回（6、10月）  周知方法 希望調査により個別通知、広報、回覧  個人負担 69歳以下1,000円、70歳以上500円 （非課税世帯は無料）				
前立腺がん検診	前立腺がん検診 対象者 50歳～79歳男性  実施方法 個別 実施時期 6～7月、9～10月 周知方法 希望調査及び広報  個人負担 50歳～69歳 700円 70歳～79歳 500円	前立腺がん検診 対象者 50歳以上の男性  実施方法 集団、個別 実施時期 基本健康診査と同時実施 周知方法 広報、オフトーク、基本健康診査時に 窓口で勧奨  個人負担 50歳～69歳 500円 70歳以上 300円	前立腺がん検診 対象者 40歳以上の受診希望者 （ただし基本健康診査受診者） 実施方法 集団 実施時期 基本健康診査と同時実施 周知方法 希望調査により個別通知、広報、回覧  個人負担 40歳～69歳 700円 70歳以上 500円				

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会
調整の方針（案）		<p>12 骨密度検査については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。</p> <p>13 歯周疾患検診については、新市において統一する。</p> <p>14 食生活改善推進協議会育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。</p>					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
骨密度検査		<p>骨密度検査</p> <p>対象者 希望者</p> <p>実施回数 毎月2回、健康まつり時等</p> <p>周知方法 広報、がん検診通知書等にチラシ同封</p> <p>個人負担 無料</p> <p>骨粗鬆症検診（基本健康診査時に実施）</p> <p>対象 40歳～69歳の受診希望者</p> <p>実施方法 個別</p> <p>実施場所、実施時期 基本健康診査に準ずる</p> <p>個人負担 700円</p>	<p>骨密度検査</p> <p>対象者 希望者</p> <p>実施回数 3日間（1月）、イベント時（11、3月）</p> <p>周知方法 広報、オフトーク、回覧</p> <p>個人負担 無料</p>	<p>骨密度検査</p> <p>対象者 希望者</p> <p>実施回数 年5回（6、11月）</p> <p>周知方法 広報、回覧</p> <p>個人負担 69歳以下 500円、70歳以上 300円 （非課税世帯無料）</p>			
歯周疾患検診		<p>歯周疾患検診</p> <p>対象者 40歳及び50歳の男女</p> <p>実施時期 9月の4週間</p> <p>周知方法 個人通知</p> <p>個人負担 1,000円</p>					
食生活改善推進協議会育成事業		<p>食生活改善推進協議会</p> <p>目的 健康日本21を推進するため、食生活改善推進員が行う実践活動を通して広く市民の健康づくりを支援する。</p> <p>会員数 108名</p> <p>発足 平成元年度</p> <p>活動状況 ・ヘルスマイト研修 ・地区講習 ・在宅介護食ボランティア育成事業 ・その他 健康まつり、男性の料理教室他</p>	<p>食生活改善推進協議会</p> <p>目的 栄養及び食生活改善の普及啓発と地域の自主的活動を活発にし、栄養水準の向上を図り、疾病の予防と町民の健康増進に寄与する。</p> <p>会員数 95名</p> <p>発足 昭和56年度</p> <p>活動状況 ・ヘルスマイト研修 ・地区講習会 ・ヘルスマイト養成講座 ・その他 給食サービス事業、健康福祉まつり他</p>	<p>食生活改善推進協議会</p> <p>目的 栄養改善の普及改善に努め、よい食習慣の実践と定着を目指している。</p> <p>会員数 100名</p> <p>発足 昭和55年度</p> <p>活動状況 ・ヘルスマイト研修 ・地区講習会 ・ヘルスマイト養成講座 ・その他 一人暮らし料理教室、男性料理教室他</p>			

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会
調整の方針（案）	15 保健センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。						
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
保健センター		<b>観音寺市保健センター</b> 目的 市民の健康づくりを推進するために、母子保健及び老人保健事業並びに栄養改善等の対人保健サービスを総合的に行う拠点とするとともに、市民の自主的な保健活動の場とするために設置 位置 観音寺市坂本町一丁目1番1号 開館時間 午前9時～午後4時30分 （特別の理由があるときは延長又は短縮可） 休館日 ・毎週日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12月28日～翌年1月4日まで） （特別の理由があるときは変更、休館可）	<b>大野原町いきいきセンター</b> 目的 地域保健法第18条第2項の規定に基づく保健センター業務及び社会福祉に係るサービスを総合的に推進する拠点施設として、住民の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とする。 位置 大野原町大字大野原1265番地 開館時間 午前8時20分～午後5時5分 （町長が必要があると認めるときは変更可） 休館日 ・毎週日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）	<b>豊浜町母子健康センター（福祉会館）</b> 目的 妊産婦及び乳幼児の保健指導並びに母子愛育会の育成等、母子衛生の向上と増進を図るための総合的機能を供与することを目的とする。 位置 豊浜町大字和田浜1544番地の1 開館時間 午前9時～午後5時 （町長がやむを得ない理由があると認めかつその使用に支障のない場合は午後10時） 休館日 ・毎週日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12月28日～翌年1月4日まで） （町長がやむを得ない理由があると認められた場合変更可）			

**【先進地事例】**

・柳川市・大和町・三橋町合併協議会（平成17年3月21日合併予定）

- 1 がん検診等事業
  - (1) 各種がん検診等事業は、1市2町の実施内容が同じであり、新市において引き続き実施する。
- 2 健康づくり事業
  - …… (1) 食生活改善教室（食生活改善推進員養成講座）は、統合する方向で調整する。
  - (2) 省略
  - (3) 新世紀健康まちづくり推進基本計画は、新市において実施していくよう努める。
  - (4) 単独事業は、合併時まで協議・調整する。

・下五島1市5町合併協議会（平成16年8月1日合併予定）

- (1) 乳児健康診査、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査については、事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、対象、回数等については合併後に調整する。
- (2) 妊婦健康診査については、現行のとおりとする。
- (3)～(8) 省略
- (9) 健康診査、各種がん検診については、合併後に調整する。ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。
- …… (10) 健康教育、健康相談、訪問指導については、地域性を考慮し、合併後に調整する。
- (11) 機能訓練については、5町の例による。
- (12) 省略
- (13) 肝炎総合対策については、現行のとおりとする。
- (14)～(21) 省略
- (22) 保健センター等施設については、新市に引き継ぐ。

・松阪地方合併協議会（平成17年1月1日合併予定）

- …… (1)～(2) 省略
- (3) 健康診査の検査項目数及び対象年齢：平成17年度から拡大するよう調整する。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
- (4) 健康診査の自己負担額：合併時に統一する。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
- (5) 集団・個別の実施区分：医療機関の有無や医療機関の受け入れ態勢などの地域性を考慮し調整する。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
- (6) 省略
- (7) 事業実施にあたっては、新市において医師会等関係機関と調整を図り、新市全域における公平なサービスの提供に努める。